

# 退 職 手 当

# 第1 退職手当の算定及び諸控除

退職手当は、職員が退職した場合にその者に支給されるもので「職員の退職手当に関する条例」に定められています。

## 1 退職手当額算定について

### (1) 通例の場合

- 退職日の給料月額が最も高い場合

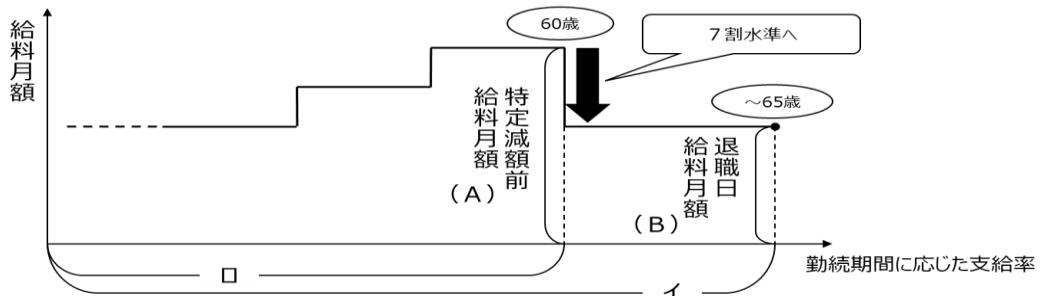
$$\text{退職手当額} = \text{基本額} (\text{退職日給料月額} \times \text{支給率}) + \text{退職手当の調整額}$$

※P4:別表1

※P5:別表2

- 減額改定以外の理由（給料表間異動、61歳に達する年度以後の給料月額7割水準措置等）で給料月額が減額されたことがある場合（「ピーク時特例」）

$$\text{退職手当額} = \text{基本額} \{ (\text{特定減額前給料月額}(A) \times \text{減額日前日支給率}(\text{ロ})) + \text{退職日給料月額}(B) \times (\text{退職時支給率}(\text{イ}) - \text{減額日前日支給率}(\text{ロ})) \} + \text{退職手当の調整額}$$



- ※ 退職日給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。
- ※ 特定減額前給料月額とは、減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合において、減額前の給料月額のうち最高額のもの。

### (2) 定年前早期退職者に対する特例措置の場合

$$\text{退職手当額} = \text{基本額} [\text{退職日給料月額} \times \{1 + 0.03 \times (60\text{歳} - \text{退職日の属する年度末における年齢})\} \times \text{退職手当支給率}] + \text{退職手当の調整額}$$

特例措置適用の応募認定退職者(一号)は、次の要件を全て満たす退職者であること

- ア 退職事由 応募認定退職(一号)（条例8条の2第1号）
- イ 勤続期間 20年以上(在職期間から休業期間等を除算したもの)
- ウ 年齢 年齢45歳に達する年度の初日から59歳に達する年度の末日までの退職であること

※教育職員及び教職出身の職員については、昨年度に続き、早期退職の募集を休止している。

### (3) 退職手当の調整額

ア 職務の級その他を考慮して調整額の月額を定め、職員の在職期間のうち、その月額の高い方から60月分の合計額を調整額として加算する。(P5:別表2)

(例) 教育職給料表で、退職前において第6号区分に4年、第7号区分に1年在職  
 $27,100\text{円} \times 48\text{月} + 21,700\text{円} \times 12\text{月} = 1,561,200\text{円}$

#### イ 短期勤続者に対する調整額

- ① 自己都合退職以外の勤続4年以下の退職者及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は、調整額を2分の1とする。
- ② 勤続9年以下の自己都合退職者には、調整額は支給されない。

## 2 退職手当から控除されるもの

- (1) 所得税及び復興特別所得税
- (2) 住民税(ア 県民税 イ 市町村民税)
- (3) 1月～5月の間に退職した者の給与所得に係る住民税の残額
- (4) 共済組合貸付金の未償還金
- (5) 互助会貸付金の未償還金(承諾者)・・・P53の承諾書が必要

## 3 税額の計算

### (1) 所得税等の計算

ア 課税退職所得金額(千円未満切捨て)

課税退職所得金額(A)=(退職手当額-勤続年数に対応する退職所得控除額)×1/2(注)  
(注)勤続年数5年以下の者は、退職所得控除額を控除した残額を1/2とする措置は適用されない。  
(P3:退職所得控除額早見表)

イ 所得税及び復興特別所得税(1円未満切捨て)

前記アで求めた課税退職所得金額を、次の計算式により計算する。

所得税額=((A)×所得税率-控除額)×102.1%  
(P3:所得金額に係る計算早見表)

### (2) 県民税の計算

ア 課税退職所得金額

3 (1) アに同じ・・・(A)

イ 県民税(百円未満切捨て)

課税退職所得金額に税率4%を適用して計算する。

県民税額=(A)×4%

### (3) 市町村民税の計算

ア 課税退職所得金額

3 (1) アに同じ・・・(A)

イ 市町村民税(百円未満切捨て)

課税退職所得金額に税率6%を適用して計算する。

市町村民税額=(A)×6%

#### (4) 紙与所得に係る住民税

給与所得に係る住民税(市町村民税及び県民税)は、前年の所得に基づき課税されるが、退職後は給与の支払いがないため、退職から5月までの各月の住民税が未徴収となる。このため1月1日から5月31日までの間の退職者については、未徴収分の住民税が退職手当より一括徴収される。

年度末退職者の場合、4月分及び5月分の2か月分を一括徴収する。

### 4 定年引上げに伴う退職手当に関する措置

60歳に達した職員の退職手当については、以下3点の措置が講じられることとなりました。

- 60歳に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を定年退職として算定します。  
(自己都合退職として算定しません。なお、臨時の任用職員や任期付職員等の定年の定めのない職員には適用されません。)
- 60歳に達した日後の最初の4月1日から7割水準の給料月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合も、「ピーク時特例」が適用されます。
- 60歳に達した日の属する年度の末日に定年退職したものとして算定した退職手当額と、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に退職した場合の退職手当額を比較し、多い方を退職手当額とします。

### 退職所得控除額早見表

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
2年以下	80万円	23年	1,010万円
3年	120万円	24年	1,080万円
4年	160万円	25年	1,150万円
5年	200万円	26年	1,220万円
6年	240万円	27年	1,290万円
7年	280万円	28年	1,360万円
8年	320万円	29年	1,430万円
9年	360万円	30年	1,500万円
10年	400万円	31年	1,570万円
11年	440万円	32年	1,640万円
12年	480万円	33年	1,710万円
13年	520万円	34年	1,780万円
14年	560万円	35年	1,850万円
15年	600万円	36年	1,920万円
16年	640万円	37年	1,990万円
17年	680万円	38年	2,060万円
18年	720万円	39年	2,130万円
19年	760万円	40年	2,200万円
20年	800万円	41年以上	2,200万円に勤続年数が 40年を超える1年毎に 70万円を加算した額
21年	870万円		
22年	940万円		

(注) 税額計算上の勤続年数は、在職期間に停職、休職、育児休業の期間があっても除算せず、その在職期間に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げる。(ただし専従休職は全期間除算)  
(例 在職期間37年11月→勤続年数38年)

### 所得金額に係る計算早見表

課税退職所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額 (A)
195万円以下	5%	0円	$((A) \times (B) - (C)) \times 102.1\%$
195万円超～330万円以下	10%	97,500円	$((A) \times (B) - (C)) \times 102.1\%$
330万円超～695万円以下	20%	427,500円	$((A) \times (B) - (C)) \times 102.1\%$
695万円超～900万円以下	23%	636,000円	$((A) \times (B) - (C)) \times 102.1\%$
900万円超～1,800万円以下	33%	1,536,000円	$((A) \times (B) - (C)) \times 102.1\%$
1,800万円超～4,000万円以下	40%	2,796,000円	$((A) \times (B) - (C)) \times 102.1\%$
4,000万円超	45%	4,796,000円	$((A) \times (B) - (C)) \times 102.1\%$

※ 復興特別所得税 2.1%

(※源泉所得税の詳細は、国税庁のHPや税務署でご確認ください。)

●別表1 退職手当支給率一覧表

現行

退職事由 勤続期間・年	自己都合	災任定期年傷満・病了応募公事認務定外都(死合亡・号)等通勤・	～公務勤外災害傷病を除く	公務理上・傷死応病亡・認定(二号)	公整務理上・傷死応病亡・認定(二号)	
					・	・
1	0.5022	0.837	0.837	1.2555		
2	1.0044	1.674	1.674	2.511		
3	1.5066	2.511	2.511	3.7665		
4	2.0088	3.348	3.348	5.022		
5	2.511	4.185	4.185	6.2775		
6	3.0132	5.022	5.022	7.533		
7	3.5154	5.859	5.859	8.7885		
8	4.0176	6.696	6.696	10.044		
9	4.5198	7.533	7.533	11.2995		
10	5.022	8.37	8.37	12.555		
11	7.43256	11.613375	9.2907	13.93605		
12	8.16912	12.76425	10.2114	15.3171		
13	8.90568	13.915125	11.1321	16.69815		
14	9.64224	15.066	12.0528	18.0792		
15	10.3788	16.216875	12.9735	19.46025		
16	12.88143	17.890875	14.3127	20.8413		
17	14.08671	19.564875	15.6519	22.22235		
18	15.29199	21.238875	16.9911	23.6034		
19	16.49727	22.912875	18.3303	24.98445		
20	19.6695	24.586875	19.6695	26.3655		
21	21.3435	26.260875	21.3435	27.74655		
22	23.0175	27.934875	23.0175	29.1276		
23	24.6915	29.608875	24.6915	30.50865		
24	26.3655	31.282875	26.3655	31.8897		
25	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075		
26	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735		
27	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395		
28	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055		
29	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715		
30	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375		
31	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035		
32	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695		
33	37.7487	45.32355	37.7487	45.32355		
34	38.7531	46.83015	38.7531	46.83015		
35	39.7575	47.709	39.7575	47.709		
36	40.7619	47.709	40.7619	47.709		
37	41.7663	47.709	41.7663	47.709		
38	42.7707	47.709	42.7707	47.709		
39	43.7751	47.709	43.7751	47.709		
40	44.7795	47.709	44.7795	47.709		
41	45.7839	47.709	45.7839	47.709		
42	46.7883	47.709	46.7883	47.709		
43	47.709	47.709	47.709	47.709		
44	47.709	47.709	47.709	47.709		
45	47.709	47.709	47.709	47.709		

平成18年3月31日(経過措置の算定で使用)

退職事由 勤続期間・年	自己都合	公通定務勤年外災・死害勤亡傷病・認定(二号)	～公務勤外災害傷病を除く	公整務理上・傷死病亡等
1	0.5022	0.837	0.837	1.2555
2	1.0044	1.674	1.674	2.511
3	1.5066	2.511	2.511	3.7665
4	2.0088	3.348	3.348	5.022
5	2.511	4.185	4.185	6.2775
6	3.7665	5.022	5.022	7.533
7	4.39425	5.859	5.859	8.7885
8	5.022	6.696	6.696	10.044
9	5.64975	7.533	7.533	11.2995
10	6.2775	8.37	8.37	12.555
11	7.43256	9.2907	9.2907	13.93605
12	8.16912	10.2114	10.2114	15.3171
13	8.90568	11.1321	11.1321	16.69815
14	9.64224	12.0528	12.0528	18.0792
15	10.3788	12.9735	12.9735	19.46025
16	11.11536	13.8942	13.8942	20.8413
17	11.85192	14.8149	14.8149	22.22235
18	12.58848	15.7356	15.7356	23.6034
19	13.32504	16.6563	16.6563	24.98445
20	17.577	21.97125	17.577	26.3655
21	18.5814	23.22675	18.5814	27.8721
22	19.5858	24.48225	19.5858	29.3787
23	20.5902	25.73775	20.5902	30.8853
24	21.5946	26.99325	21.5946	32.3919
25	28.24875	33.8985	28.24875	33.8985
26	29.50425	35.4051	29.50425	35.4051
27	30.75975	36.9117	30.75975	36.9117
28	32.01525	38.4183	32.01525	38.4183
29	33.27075	39.9249	33.27075	39.9249
30	34.52625	41.4315	34.52625	41.4315
31	35.5725	42.687	35.5725	42.687
32	36.61875	43.9425	36.61875	43.9425
33	37.665	45.198	37.665	45.198
34	38.71125	46.4535	38.71125	46.4535
35	39.7575	47.709	39.7575	47.709
36	40.80375	47.709	39.7575	47.709
37	41.85	47.709	40.240385	47.709
38	42.89625	47.709	41.246394	47.709
39	43.9425	47.709	42.252404	47.709
40	44.98875	47.709	43.258413	47.709
41	46.035	47.709	44.264423	47.709
42	47.08125	47.709	45.270433	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709
45	47.709	47.709	47.709	47.709

別表2 退職手当の調整額

調整額の区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
調整月額(円)	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
職種と職務の級	行政	9	8	7	6	5	4	3 2・1
	海事				6	5	4	3 2・1
	研究		5 (管2種・役20%)	5 (管2種)	5・4 (役15%)	4 (役10%)	3	2 (専門研究員) 2・1
	医療(一)	4 (管1種・役20%)	4 (役20%)	4	3		2	1 (新大6卒5年) 1
	医療(二)				7・6		5	4・3 2・1
	医療(三)				7・6		5	4・3 2・1
	教育(一)		4 (役20%)	4 (管3種・4種)	4 (管5種)	3 (管3種・5種)	3(管6種) 2(役10%)	2 (役5%) 2・1
	教育(二)		4 (役20%)	4 (管3種・4種)	4 (管5種)	3 (管5種)	3(管6種) 2(役10%)	2 (役5%) 2・1

(現業職)

調整額の区分	第6号	第7号	第8号
調整月額(円)	20,850	16,700	0
現業	5	4	3・2・1

## 退職手当計算書

職員番号 00000 - 1

所属	○○高等学校			氏名	○○ ○○	
退職年月日	令和8年3月31日		退職理由	定年準用		年齢
在職期間の内訳	年 月 日		事 由		期 間	備 考
	昭和63年6月1日 から 令和8年3月31日 まで		職員期間		37年 10月	
	合 計				37年 10月	

【退職日退職手当額】令和7年3月31日の給料月額がピークのため、特例を適用する。(職員の退職手当に関する条例第5条の2第1項)

給料表	級	号	給料表額	教職調整額	調整数	調整額	教職加算額		
減額前	教(一)	2	140	424,200 円	16,968 円	0	0 円		
	特定減額前給料月額		在職期間		減額日前日支給率		生 年 月 日		
	441,168 円		36年 10 月		47.709 月		昭和40年3月31日		
給料表	級	号	給料表額	教職調整額	調整数	調整額	教職加算額		
退職時	教(一)	2	140	296,900 円	14,845 円	0	0 円		
	退職時の給料月額		在職期間		退職時支給率		加算率(60歳-退職年度末年齢)×3%		
	311,745 円		37年 10 月		47.709 月		( - ) × 3% =		
退の職基手本當額	適 用 条 項 等					金 額			
退の職基手本當額	職員の退職手当に関する条例5条1項 附則9項					特定減額前給料月額×減額日前日支給率+退職日給料月額 ×(退職時支給率-減額日前日支給率)			
						21,047,684 円			
退の職調手整當額	調整額の区分	調 整 月 額	月 数	金 額	支給率	合 計 額			
退の職調手整當額	第 6 号区分	27,100 円	60 月	1,626,000 円					
	第 1 号区分	円	月	円					
	第 2 号区分	円	月	円					
	第 3 号区分	円	月	円					
退 職 手 当 額 =		退 職 手 当 の 基 本 額	退 職 手 当 の 調 整 額	退 職 手 当 額 ( A )					
退職手当の基本額 + 退職手当の調整額		21,047,684 円	1,626,000 円	22,673,684 円					

## 【特定日前日退職手当額】

減額前	給料表	級号	給料表額	教職調整額	調整数	調整額	教職加算額		
	教(一)	2	140	424,200 円	16,968 円	0	0 円		
	特定減額前給料月額		在職期間	減額日前日支給率	生年月日				
441,168 円		36 年 10 月	47.709 月	昭和40年3月31日					
特定日前日	給料表	級号	給料表額	教職調整額	調整数	調整額	教職加算額		
	教(一)	2	140	424,200 円	16,968 円	0	0 円		
	特定日前日の給料月額		在職期間	特定日前日支給率					
441,168 円		36 年 10 月	47.709 月						
退の職基本手本当額	適用条項等					金額			
	特定減額前給料月額×減額日前日支給率+退職日給料月額 ×(退職時支給率-減額日前日支給率)					21,047,684 円			
退の職調手整当額	調整額の区分	調整月額	月数	金額	支給率	合計額			
	第 6 号区分	27,100 円	60 月	1,626,000 円		1,626,000 円			
	第 号区分	円	月	円	円				
	第 号区分	円	月	円	円				
	第 号区分	円	月	円	円				
退職手当額 = 退職手当の基本額 + 退職手当の調整額		退職手当の基本額	退職手当の調整額	退職手当額 (B)					
		21,047,684 円	1,626,000 円	22,673,684 円					

(A)と(B)を比較し、多いほうを退職手当額とする。(職員の退職手当に関する条例附則第24項)

## 【退職手当決定額】

退職手当額				22,673,684 円
退職所得控除額		20,600,000 円	控除額計	2,110,675 円
課税退職所得金額		1,036,000 円	差引支給額	20,563,009 円
分離課税分	所得税額	52,887 円	・勤続年数(年末満切上げ) 37年10月→38年	
	住民税額	62,100 円	・課税退職所得金額(千円未満切捨て) (22,673,684円-20,600,000円) × 1/2	
	市町村	( )	・所得税及び復興特別所得税(一円未満切捨て) 1,036,000円 × 5%(税率) × 102.1%(復興特別所得税)	
	県	41,400 円	・住民税(百円未満切捨て) (市町村)1,036,000円 × 6%(税率) (県)1,036,000円 × 4%(税率)	
給与所得にかかる 住民税額		仮 65,400 円 ( )	・給与所得に係る住民税(4、5月分)	
共済組合償還金		仮 1,234,567 円	・互助会償還金は希望者のみ	
互助会償還金		仮 654,321 円		

特定日:60歳に達した日後における最初の4月1日

## 第2 退職手当受給のための手続

### 1 受給に必要な書類

#### 退職手当受給調書 · · · · 正本2部

##### (1) 退職後の住所、氏名

住所、氏名は必ずカタカナで「フリガナ」を記入してください。

退職後の住所の市町村より先については、枠の中に一文字ずつ漢字等で記入し、25文字以内で収まらない場合は下欄に記入してください。

##### (2) 退職の年の1月1日現在の市町村名

退職した年の1月1日現在の住所を記入してください。単身赴任等で住民票を移動している場合は、原則として住民票上の市町村名を記入してください。

##### (3) 振込口座

受給者本人名義の普通預金口座を記入し、退職後も解約しないでください。

##### (4) 口座名義人欄

カタカナで記入し、姓と名の間は1マスあけてください。

##### (5) 金融機関コード等の確認

預金通帳の金融機関コード、店舗コード、口座番号等を正確に記入してください。

#### 退職後動静申立書 · · · · 1部

退職後、1日も空けずに引き続いて国家公務員や他の地方公共団体の職員に再就職すると、再就職先で山口県の在職期間が通算され、退職手当が支給されることがあり、その場合、本県では退職手当を支払うことができません。

##### (1) 公務員として引き続いて再就職予定の方

再就職先及び再就職予定日を記入してください。

再任用職員はこの場合の「公務員」に該当しません。

##### (2) 再任用予定、民間企業等への再就職等の方

「再任用予定」、「民間（公務員ではない）」などを記入してください。

##### (3) 未定の場合

参考事項欄に「未定」と記入し、提出後「公務員として再就職されることが決まった場合は、至急、給与厚生課給付班に連絡してください。

#### 退職所得の受給に関する申告書 · · · · 1部

「その年の1月1日現在の住所」は、退職した年の1月1日現在の住所を記入してください。なお、単身赴任等で住民票を移動している場合には、原則として住民票上の住所を記入してください。

(退職手当受給調書の「退職の年の1月1日現在の市町村名」の住所地と同一になるはずです。)

提出書類名	定年・応募 自己都合	傷病	様式集	備考
退職手当受給調書	○	○	P70	
退職後動静申立書	○	○	P71	
退職所得の受給に関する申告書	○	○	P72	
履歴証明、退職手当支給の有無の証明	○	○		※①
医師の診断書・病状の経過を記載した書類		○		※②

※① 特例的に引き継がれるとみなされる期間を有する者や、他都道府県等の職員から引き継がれる期間を有する者は証明が必要ですが、給与厚生課で整備します。

※② 公務上の傷病による退職者がある場合は、事前にご連絡ください。

#### 注意事項

- 1 在籍する所属経由で提出期限（P 59 参照）までに提出してください。
- 2 関係書類の提出は、各必要書類を整え一件書類として提出してください。
- 3 その他、必要な書類については別途指示します。
- 4 提出先 〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県総務部給与厚生課 給付班 退職手当担当

TEL 083-933-2069

#### 市町コード表

市町名	市町コード	市町名	市町コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

## 2 記入上の留意事項

※書類は受給者自身が記入し、各事項を確認してください。

書類様式の電子データの掲載場所

①公立学校共済組合山口支部のホームページ <https://www.kouritu.or.jp/yamaguchi/>

トップページ右下「山口支部について」→「福利関係様式集」

②県庁グループウェアシステム

文書管理→福利厚生(教育庁)→「福利関係様式集」

### (1) 退職手当受給調書について

<記入例>

### 退職手当受給調書

実際の提出日

(令和8年1月27日提出)

フリガナ	ヤマグチ 仟ゆ					①職員番号						
受給者氏名	山口 一郎					0 1 2 3 4 5						
退職時の所属名	山口市立滝町小学校					所属コード						
退職時の職名	教諭					職名コード						
住所が県外の場合 退職後の住所 は空欄。	②郵便番号			④住所(25文字) ※都道府県名・市町村名は記入しない							住所は漢字で記入。	
	7 5 3	-	0 0 7 1	フリガナ	○○ヨウ3-4○○マンション101							
	③市町村コード			○○町3-4○○マンション								
	3 5 2 0 3	1 0 1 号	市	町	村	(④住所欄に収まらない場合に記入すること。)						
退職の年の1月1日 現在の市町村名 (県外の場合は都道府県名も)	防府市					⑤市町村コード	3 5 2 0 6					
前歴のある方は、 山口県に採用された日を記入。 給与厚生課で前歴を確認して訂正します。	⑥就職年月日					⑦退職(予定)年月日						
	3 昭和 4 平成 5 令和	6 3 0 6 0 1	⑤令和	0 8 0 3 3 1	○を忘れずに							
	○を忘れずに					○を忘れずに						
金融機関名	福利					・銀行	・本店 ・支店					
						・信用金庫	・組合 ・信用組合					
						・労働金庫	・本所 ・支所					
						・信漁連	・出張所					
預金の種類	普通											
⑧ 口座名義人	(受給者本人の口座名義をカタカナで記入し、右詰で記入してください。 右詰で記入してください。 7桁ない場合は0を記入。)											
⑨ コード記入欄	金融機関		店舗		種類	平番号(右詰めで記入)						
	0 1 2 3	0 0 1	1	0 6 5 4 3 2 1								

※「金融機関名」欄は、名称を○で囲むこと。

念のため全国銀行協会のホームページ等で金融機関コード及び店舗コードの確認を行ってください。  
全国銀行協会のホームページ <https://zengin.ajtw.net/>

※ 住所欄に収まらないときは「大字」、「字」など省略できるものは省略してください。  
例)1丁目23-45 福利アパート607号 →1-23-45-607

## (2) 退職後動静申立書について

〈記入例〉

### 退職後動静申立書

実際の提出日

令和〇〇年 1月 27日

(任命権者)

(令 山口県教育委員会様

申立者 氏名 山口 一郎

下記のとおり退職後の動静を申し立てます。

記

退職後の動静		再就職中・再就職予定(有・無)
再就職に関する事項	再就職先	名称 福利小学校 ※不明の場合、山口県教育委員会等で可
		所在地 山口市△△町5-4
	職名	教諭
	常勤・非常勤の別	正確な日付を確認した上で、必ず記入してください。 常勤
	再就職(予定)年月日	令和〇〇年 4月 5日
参考事項	臨時的任用職員 再就職に関する雇用形態については必ず記入してください。	

- 注 1 「退職後の動静」欄は、該当するものを○で囲むこと。  
2 「再就職に関する事項」欄は、再就職をしている者及び再就職の予定のある者のみ記入すること。

・定年前再任用短時間勤務職員や、定年退職後に暫定再任用常時勤務・短時間勤務職員となられる予定の場合、再就職予定「有」に○をして、再就職先名称に「再任用予定」と記載してください。所在地以降の欄は記載不要です。

・常勤の公務員として再就職することになった場合は、山口県退職時に退職手当を支払わず、再就職先で通算する可能性がありますので速やかに給与厚生課給付班までご連絡ください。

### (3) 履歴書について

本務者の退職手当の支給に係る履歴書は、県教育委員会が保管する履歴書で対応しますので添付の必要はありません。

### (4) 退職所得の受給に関する申告書について

退職年月日又はそれ以降の提出日を記入。 退職日より前の日付にはしないでください。		申告内容(個人番号について提供済みのものと相違ないこと)を確認してください。 (個人番号の変更等があった場合は、給与厚生課へ連絡してください)																								
全員「山口」と記入		退職年月日の年です。 (会計年度ではない)																								
		申告者 確認 個人番号については支払者に提供済みの個人番号と相違ありません。																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">令和8年3月31日 山 口 税務署長 防 府 市町村長 殿</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>所在地 (住所)</td> <td>〒753-8501 山口市滝町1番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">「その年の1月1日現在の住所」の市町村名が入ります。</td> <td>名 称 (氏名)</td> <td>全員「山口市滝町1-1 山口県知事」です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">「現住所」または退職手当受給調書の「退職後の住所」と異なる場合はご注意ください。</td> <td>法人番号 (個人番号)</td> <td>2   0   0   0   0   2   0   3   5   0   0   0   1</td> </tr> </table>		令和8年3月31日 山 口 税務署長 防 府 市町村長 殿		退職	所在地 (住所)	〒753-8501 山口市滝町1番1号	「その年の1月1日現在の住所」の市町村名が入ります。		名 称 (氏名)	全員「山口市滝町1-1 山口県知事」です。	「現住所」または退職手当受給調書の「退職後の住所」と異なる場合はご注意ください。		法人番号 (個人番号)	2   0   0   0   0   2   0   3   5   0   0   0   1	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">令和8 年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書 支払者受付印</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>〒753-0071 山口市〇〇町3番4号〇〇マンション101号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>山口 一郎</td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td>個人番号は記載しません。</td> </tr> <tr> <td>その年1月1日現在の住所</td> <td>防府市〇〇町1-2</td> </tr> </table>		令和8 年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書 支払者受付印		現住所	〒753-0071 山口市〇〇町3番4号〇〇マンション101号	氏名	山口 一郎	個人番号	個人番号は記載しません。	その年1月1日現在の住所	防府市〇〇町1-2
令和8年3月31日 山 口 税務署長 防 府 市町村長 殿																										
退職	所在地 (住所)	〒753-8501 山口市滝町1番1号																								
「その年の1月1日現在の住所」の市町村名が入ります。		名 称 (氏名)	全員「山口市滝町1-1 山口県知事」です。																							
「現住所」または退職手当受給調書の「退職後の住所」と異なる場合はご注意ください。		法人番号 (個人番号)	2   0   0   0   0   2   0   3   5   0   0   0   1																							
令和8 年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書 支払者受付印																										
現住所	〒753-0071 山口市〇〇町3番4号〇〇マンション101号																									
氏名	山口 一郎																									
個人番号	個人番号は記載しません。																									
その年1月1日現在の住所	防府市〇〇町1-2																									
<p>このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたには記載する必要がありません。)</p> <table border="1"> <tr> <td>① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日</td> <td>R8 年3月31日</td> <td>③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A 退職年月日のことです。</td> <td>自 S63 年6月1日 年 至 R8 年3月31日 38</td> </tr> <tr> <td>② 退職の区分等</td> <td>(一般・障害) 一般障害</td> <td>うち 特定役員等勤続期間 有無 うち 一般勤続期間 有自 との重複勤続期間 無至 うち 暇勤続期間 有自 との重複勤続期間 無至</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1年未満は切上げ。 休職期間も期間に含みます。</td> </tr> </table>				① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	R8 年3月31日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	A 退職年月日のことです。		自 S63 年6月1日 年 至 R8 年3月31日 38	② 退職の区分等	(一般・障害) 一般障害	うち 特定役員等勤続期間 有無 うち 一般勤続期間 有自 との重複勤続期間 無至 うち 暇勤続期間 有自 との重複勤続期間 無至	1年未満は切上げ。 休職期間も期間に含みます。													
① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	R8 年3月31日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間																								
A 退職年月日のことです。		自 S63 年6月1日 年 至 R8 年3月31日 38																								
② 退職の区分等	(一般・障害) 一般障害	うち 特定役員等勤続期間 有無 うち 一般勤続期間 有自 との重複勤続期間 無至 うち 暇勤続期間 有自 との重複勤続期間 無至																								
1年未満は切上げ。 休職期間も期間に含みます。																										
<p>勤続期間が5年以下の者は記入し、有に○を付けてください。</p>																										
(注意) 省略																										

- ア 退職所得は、所得税法の規定により他の所得と分離して課税されます。
- イ 退職手当を受けるべき年の1月1日現在において生活保護法による生活扶助を受けている者、国内に住所を有しない者、退職手当額が退職所得控除額より少ない者には課税されません。
- ウ この申告書を提出しない場合には、退職手当額の20.42%が所得税及び復興特別所得税額となります。

## 注 意 事 項

- この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

### 申 告 書 の 書 き 方

- 「①」欄には、退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。
- 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年末満の端数は切上げ)を記載します。  
この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間（その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。）によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。  
(1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間  
(2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間（一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。）  
(3) 他に勤務していた期間（その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。）で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間  
また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等(※1)に係る勤続期間（以下「特定役員等勤続期間」といいます。）の有無及び短期退職手当等(※2)に係る勤続期間（以下「短期勤続期間」といいます。）の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数（1年末満の端数切上げ）を記載します。  
更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等(※3)に係る勤続期間（以下「一般勤続期間」といいます。）の重複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（1年末満の端数切上げ）を記載します。
- ※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。  
上記の役員等とは「法人税法第2条第15号に規定する役員」、「国会議員及び地方公共団体の議会の議員」及び「国家公務員及び地方公務員」をいいます。
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 3 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3「③」欄の内書に倣い記載します。
- 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年末満の端数切上げ）を記載します。  
また、内書の「うち 特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち 短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち 短期勤続期間」の各欄は、上記3「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間（特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。）を含みません。  
更に、「うち 全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち 短期勤続期間」の内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間（全重複勤続期間を除きます。）について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（1年末満の端数切上げ）を記載します。
- 6 「⑥」欄には、次の場合にそれぞれ次の退職手当等（以下「前年以前の退職手当等」といいます。）についての勤続期間を記載します。
  - 前年以前4年内に退職手当等の支払を受けた場合 ((2)(3)の場合を除きます。) 前年以前4年内に支払を受けた退職手当等
  - 前年以前9年内に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限ります。）の支払を受けた場合 ((3)の場合を除きます。) 次の退職手当等  
イ 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって前年以前9年内に支払を受けたもの  
ロ 令和8年1月1日前に支払を受けた退職手当等であって前年以前4年内に支払を受けたもの
  - 前年以前19年内に退職手当等の支払を受け、本年中に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合 前年以前19年内に支払を受けた退職手当等  
ただし、前年以前の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その前年以前の退職手当等の収入金額に応じ、その前年以前の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数（小数点以下の端数切捨て）に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。
- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「①」欄及び「②」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（1年末満の端数切捨て）を記載します。
- 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間（上記3の(1)又は(3)の期間 ((3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。)）とその年数（1年末満の端数切捨て）を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（1年末満の端数切捨て）を記載します。
- 9 「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数（1年末満の端数切捨て）を記載します。また、「⑪」欄及び「⑫」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（1年末満の端数切捨て）を記載します。
- 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年末満の端数切捨て）を記載します。また「⑫」欄及び「⑬」欄には、「⑪」欄と「⑩」欄及び「⑪」欄と「⑫」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年末満の端数切捨て）を記載します。
- 11 E欄の「老齢給付金」の欄には、支払を受けた退職手当等が確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金である場合に、「○」を記載してください。